

2024年8月28日

会員の皆様へ

PGMプロパティーズ株式会社
東広島カントリークラブ
支配人 齋藤 三樹哉

年会費改定、割増カートフィ及びキャンセル規定設定、キャディ付プレー廃止
並びに当該改定・設定・廃止に伴う会則一部変更のお知らせ

謹啓 処暑の候 会員の皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

会員の皆様におかれましては、平素より当クラブへのご支援ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、年会費を改定し、割増カートフィ及びプレー予約におけるキャンセル規定を設定し、また、キャディ付プレーを廃止させていただくこととなりました。これに伴い、会則を一部変更させていただくこととなりましたので本書をもってお知らせいたします。なお、年会費の改定理由、改定内容、適用開始年度及び割増カートフィ、キャンセル規定の設定理由、設定内容、適用開始日、キャディ付プレーの廃止理由、廃止日並びにこれらの改定、設定または廃止に伴う会則一部変更の変更内容と効力発生日につきましては、下記をご確認いただきますようお願い申し上げます。

今後も、会員の皆様に快適で充実したクラブライフをお楽しみいただけるよう努力してまいりますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

1. 年会費の改定

1) 改定理由

当クラブは、2010年1月にPGMグループによる運営を開始して以降、年会費の値上げは行わず、価格維持の努力を続けてまいりました。

しかしながら、最低賃金の高騰（厚生労働省広島労働局の広島県最低賃金の推移資料によりますと、広島県における最低賃金（時間額）は2010年が704円でしたが、2023年は970円となり、約37.8%上昇）による労務コストの上昇、生産年齢人口の減少による労働不足により採用コストも上昇するなど、これらに伴う運営経費が年々増加しており、弊社といたしましてもコストダウンに取り組んでおりますが、企業努力のみでこれを吸収し、現在の価格でサービスを維持することが極めて困難な状況であることから、年会費を2025年分より改定させていただくこととなりました。何卒、ご理解の程、宜しくようお願い申し上げます。

なお、当倶楽部では、皆様に快適なクラブライフをお過ごしいただけるよう、様々な設備

投資を行っており、2020年2月には、お客様の安全性と利便性の向上を目的として、全カート130台にナビゲーションシステムを導入いたしましたことを申し添えます。

2) 改定内容

年会費：

<会員種別>	<改定前>	<改定後>
正会員	30,800円	36,300円

※上記料金は全て消費税を含みます。

3) 改定年会費の適用開始年度

2025年分の年会費から適用

2. 割増カートフィの設定

1) 設定理由

当クラブではこれまで1組当たりの利用人数（バッグ数）に応じた割増カートフィの設定はございませんでした。しかしながら、近年の世界情勢の影響等により、カートに使用するガソリン価格が高騰（経済産業省資源エネルギー庁の給油所小売価格調査によりますと、広島県の1リットルあたりのレギュラーガソリンの平均小売価格は2010年が132.4円でしたが、2023年は172.0円となり約29.9%上昇）していることから、運営経費を圧迫しているため、誠に心苦しい限りではございますが、土日祝の2バッグ利用時のみ割増カートフィを設定させていただきます。

2) 設定内容

割増カートフィ：

	<改定前>	<改定後>
3B全日及び2B平日	設定なし	設定なし
2B土日祝	設定なし	1,100円

※上記料金は消費税を含みます。

3) 設定料金適用開始日

2025年1月1日のプレーから適用

3. キャディ付きプレーの廃止

会員様から、ここ数年はキャディ付プレーのご要望がなく、キャディ人材の新規雇用も見込めないことから、2024年12月31日をもってキャディ付プレーを廃止することといたします。大変恐縮ではございますが、2025年1月1日からはセルフプレーのみのご利用となりますことをご了承ください。

4. キャンセル規定の設定

1) 設定理由

コロナ禍が明け、会員様からプレーのご希望が増加している中において、早期にプレーの予約を押さえていながら、プレー日の1週間前から前日までの直前にご予約をキャンセルされる方が少なくなく、会員様のご要望にお応えしかねる状況が発生しております。多くの会員様にプレーをお楽しみいただき、プレー機会の損失を減らすため、キャンセル規定を設定することにいたしました。

2) 設定内容

■ 4組以下／1組当たり

土日祝のみ プレー当日含む7日前より4,000円

例) 2025年4月5日(土)のキャンセル料は、プレー当日含む7日前の
2025年3月30日(日)より発生します。

■ 5組以上／1組当たり

土日祝のみ プレー当日含む14日前より4,000円

■ 1人予約／組合せ枠

開催決定後(プレー前日の正午以降)はお一人様につき

平日1,000円、土日祝2,000円

■ 免責事由他

- ・ゴルフ場がクローズした場合、キャンセル料は発生しません。
- ・ハーフプレーはキャンセル料対象外となりますが、事前にご連絡をお願いいたします。
- ・無連絡キャンセルの場合は全日予約時料金の100%×人数分を申し受けます。
- ・キャンセル料は予約代表者様に対しSMS等を通じてご請求いたします。
- ・キャンセル料発生タイミング以降の日程変更や組数減は、免責事由にはなりません。
- ・以下期間の平日におけるキャンセル料は土日祝扱いとなります。

※GW(昭和の日と憲法記念日の間)、お盆(8/12~8/15)、
年末年始(12/28~1/4)

3) キャンセル規定設定日とキャンセル料適用開始日

キャンセル規定の設定は2025年1月1日、キャンセル料の発生は2025年4月1日のプレーより適用となります。

5. 会則の一部変更

1) 年会費の改定に伴い、2025年1月1日を効力発生日として、会則の別紙2及び別紙6に定める年会費を、上記1. 2) 改定内容のとおり変更させていただきます。

2) 割増カートフィの設定に伴い、2025年1月1日を効力発生日として、会則の別紙4「会

員プレー料金」に割増カートフィを、上記2. 2) 設定内容のとおり設定させていただきます。

3) キャディ付プレーの廃止に伴い、2025年1月1日を効力発生日として、会則別紙4の「会員プレー料金」からキャディフィ及び追加ハーフキャディフィを削除させていただきます。

4) キャンセル規定の設定に伴い、2025年1月1日を効力発生日として、会則別紙4「会員プレー料金」の別紙番号を4-①に変更し、4-②に「キャンセル規定」を、上記4. 2) 設定内容のとおり設定させていただきます。

5) 現行の会則別紙4「会員プレー料金」に誤記及び記載漏れがございましたので、以下のとおり訂正させていただきます。当該誤記及び記載漏れに関し、大変申し訳ございませんでした。また、表記をより分かりやすくするため、修正させていただきます。以下の会則変更の効力発生日は2025年1月1日といたします。

①従来、会員様にハーフプレーをご提供しておりましたが、「ハーフプレーフィ」の記載が漏れておりましたので、追記させていただきます。

②会員プレー料金に「追加ハーフカートフィ」の記載がございますが、「追加ハーフプレーフィ」の誤りございましたので、訂正させていただきます。追加でハーフプレーをなさる場合の料金に変更ございません。

③「月曜から金曜（指定昼食付）」の記載に関し、指定昼食付を下部の注釈に移動し、月曜から金曜の平日の1Rプレーフィは指定昼食付である旨を記載することといたします。

④会員プレー料金に「連盟協力金他」の記載がございますが、「他」は振興基金でございます。会員プレー料金及び下部注釈の記載を、「連盟協力金・振興基金」に修正いたします。

⑤注釈の「※ 特別会員のプレー代は正会員と同額とします。」の「プレー代」を会員プレー料金の記載に合わせ「プレーフィ」に修正いたします。

上記①～⑤の会則一部変更は、従来の運営に即して会則に追記・訂正するもの、表記を分かりやすくするために修正するものであり、会員様の不利益に変更するものでは一切ございません。

6) 会則の変更箇所につきましては、会則別紙2、別紙6及び別紙4の新旧対照表及び2025年1月1日付変更後会則（会則本文は第30条の改定施行日以外変更ございません。）を同封いたしますと共に、クラブハウス内の掲示板に掲示及びホームページ上に開示いたしますので、内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。

以上

本件に関するお問合せ先

〒739-0262

広島県東広島市志和町志和東 10671-29

東広島カントリークラブ 会員課

電話 082-433-2811

※今回のお知らせは、2024年8月28日時点で弊社に会員登録されている皆様にご案内させていただいております。お知らせ受領時に会員権の売却や退会等されている場合はご容赦ください。

会則別紙2 新旧対照表

改定前

東広島カントリークラブ 名義変更手続要項																	
手続	<p>1. 必要書類の提出 譲受人および譲渡人の書類(下記の必要書類①、②)をまとめてご提出ください</p> <p>2. 資格審査 書類審査およびゴルフ場にて面談を行います</p> <p>3. 審査結果通知 譲受人宛に郵送します(承認の場合、変更料請求書を同封)</p> <p>4. 名義変更料の振込 入金確認後、会員資格が付与されます</p> <p>※ 変更料のお支払いは必ず期限内までに指定口座へお振込みください。変更料のお支払い方法は銀行振込のみとなっており、フロントにて現金等での支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。</p>																
条件	<p>1. 個人で入会の場合は、日本国内に印鑑登録がされていること 法人で入会の場合は、日本国内に法人登記および印鑑登録がされていること</p> <p>2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと</p> <p>3. 会員1名の推薦があること</p> <p>4. 譲渡人および推薦人に年会費未払い等の問題がないこと</p> <p>5. 資格審査において承認を得た後、名義変更料を入金すること</p>																
必要書類	<p>① 譲受人(入会)必要書類</p> <table border="1"> <tr> <td>① 入会申込書(法人用または個人用)</td> <td>申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要</td> </tr> <tr> <td>② 委任状(譲受人用)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 名義変更申請書</td> <td>譲渡人と連記</td> </tr> <tr> <td>④ 印鑑証明書</td> <td>法人の場合は法人のもののみ</td> </tr> <tr> <td>⑤ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け)</td> <td>タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの</td> </tr> <tr> <td>⑥ 法人の履歴事項全部証明書</td> <td>法人の場合のみ必要</td> </tr> <tr> <td>⑦ 名義変更料支払い方法に関する依頼書</td> <td>名義変更料に預託金を充当する場合のみ必要</td> </tr> <tr> <td>⑧ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書</td> <td>年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印</td> </tr> </table>	① 入会申込書(法人用または個人用)	申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要	② 委任状(譲受人用)		③ 名義変更申請書	譲渡人と連記	④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ	⑤ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け)	タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの	⑥ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要	⑦ 名義変更料支払い方法に関する依頼書	名義変更料に預託金を充当する場合のみ必要	⑧ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印
	① 入会申込書(法人用または個人用)	申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要															
② 委任状(譲受人用)																	
③ 名義変更申請書	譲渡人と連記																
④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ																
⑤ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け)	タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの																
⑥ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要																
⑦ 名義変更料支払い方法に関する依頼書	名義変更料に預託金を充当する場合のみ必要																
⑧ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印																
<p>② 譲渡人(退会)必要書類</p> <table border="1"> <tr> <td>① 名義変更申請書</td> <td>譲受人と連記</td> </tr> <tr> <td>② 委任状(譲渡人用)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 会員権の証書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 印鑑証明書</td> <td>法人の場合は法人のもののみ</td> </tr> <tr> <td>⑤ 法人の履歴事項全部証明書</td> <td>法人の場合のみ必要</td> </tr> </table>	① 名義変更申請書	譲受人と連記	② 委任状(譲渡人用)		③ 会員権の証書		④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ	⑤ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要							
① 名義変更申請書	譲受人と連記																
② 委任状(譲渡人用)																	
③ 会員権の証書																	
④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ																
⑤ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要																
<p>* 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。</p> <p>* 譲渡人の氏名・商号・所在地等が当社登録と異なる場合、書類の追加をお願いすることがあります。</p> <p>* 相続の場合は、別紙『相続における同意書』、相続人全員の印鑑証明書、法務局発行の法定相続情報一覧図(法定相続情報一覧図がない場合は、被相続人の出生から死亡までの連続した謄本類と相続人を確定できる謄本類)が必要です。</p> <p>* 被相続人の債務に関し、当社が担保権を有し、または保証人がある場合、担保権設定者および保証人は、代表相続人が承継した債務を引き続き、担保または保証していただきます。</p> <p>* 親族間譲渡による変更料の割引には、続柄を証する戸籍の全部事項証明書が必要です。</p>																	
名義変更料(消費税込)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>正会員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>275,000 円</td> </tr> <tr> <td>相続の場合</td> <td>55,000 円</td> </tr> <tr> <td>2親等内親族間の場合</td> <td>110,000 円</td> </tr> <tr> <td>登録者同一の場合(個⇄法、別法人間)</td> <td>110,000 円</td> </tr> </tbody> </table>		正会員	一般	275,000 円	相続の場合	55,000 円	2親等内親族間の場合	110,000 円	登録者同一の場合(個⇄法、別法人間)	110,000 円						
	正会員																
一般	275,000 円																
相続の場合	55,000 円																
2親等内親族間の場合	110,000 円																
登録者同一の場合(個⇄法、別法人間)	110,000 円																
年会費(消費税込)	<p>1. 期間 1月1日～12月31日 ※前払い制(継承可)</p> <p>2. 金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>正会員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30,800 円</td> </tr> </tbody> </table>	正会員	30,800 円														
正会員																	
30,800 円																	
書類送付先連絡先	<table border="1"> <thead> <tr> <th>書類送付先</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東広島カントリークラブ 会員課 〒739-0262 広島県東広島市志和町志和東阿原10671-29</td> <td>電話 082-433-2811 FAX 082-433-2815</td> </tr> </tbody> </table>	書類送付先	連絡先	東広島カントリークラブ 会員課 〒739-0262 広島県東広島市志和町志和東阿原10671-29	電話 082-433-2811 FAX 082-433-2815												
書類送付先	連絡先																
東広島カントリークラブ 会員課 〒739-0262 広島県東広島市志和町志和東阿原10671-29	電話 082-433-2811 FAX 082-433-2815																

※会則は当社との契約内容を記載したものですので、よくお読みになったうえで入会をお申込みください。

2025年1月1日改定後

東広島カントリークラブ 名義変更手続要項																	
手続	<p>1. 必要書類の提出 譲受人および譲渡人の書類(下記の必要書類①、②)をまとめてご提出ください</p> <p>2. 資格審査 書類審査およびゴルフ場にて面談を行います</p> <p>3. 審査結果通知 譲受人宛に郵送します(承認の場合、変更料請求書を同封)</p> <p>4. 名義変更料の振込 入金確認後、会員資格が付与されます</p> <p>※ 変更料のお支払いは必ず期限内までに指定口座へお振込みください。変更料のお支払い方法は銀行振込のみとなっており、フロントにて現金等での支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。</p>																
条件	<p>1. 個人で入会の場合は、日本国内に印鑑登録がされていること 法人で入会の場合は、日本国内に法人登記および印鑑登録がされていること</p> <p>2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと</p> <p>3. 会員1名の推薦があること</p> <p>4. 譲渡人および推薦人に年会費未払い等の問題がないこと</p> <p>5. 資格審査において承認を得た後、名義変更料を入金すること</p>																
必要書類	<p>① 譲受人(入会)必要書類</p> <table border="1"> <tr> <td>① 入会申込書(法人用または個人用)</td> <td>申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要</td> </tr> <tr> <td>② 委任状(譲受人用)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 名義変更申請書</td> <td>譲渡人と連記</td> </tr> <tr> <td>④ 印鑑証明書</td> <td>法人の場合は法人のもののみ</td> </tr> <tr> <td>⑤ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け)</td> <td>タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの</td> </tr> <tr> <td>⑥ 法人の履歴事項全部証明書</td> <td>法人の場合のみ必要</td> </tr> <tr> <td>⑦ 名義変更料支払い方法に関する依頼書</td> <td>名義変更料に預託金を充当する場合のみ必要</td> </tr> <tr> <td>⑧ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書</td> <td>年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印</td> </tr> </table>	① 入会申込書(法人用または個人用)	申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要	② 委任状(譲受人用)		③ 名義変更申請書	譲渡人と連記	④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ	⑤ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け)	タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの	⑥ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要	⑦ 名義変更料支払い方法に関する依頼書	名義変更料に預託金を充当する場合のみ必要	⑧ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印
	① 入会申込書(法人用または個人用)	申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要															
② 委任状(譲受人用)																	
③ 名義変更申請書	譲渡人と連記																
④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ																
⑤ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け)	タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの																
⑥ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要																
⑦ 名義変更料支払い方法に関する依頼書	名義変更料に預託金を充当する場合のみ必要																
⑧ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印																
<p>② 譲渡人(退会)必要書類</p> <table border="1"> <tr> <td>① 名義変更申請書</td> <td>譲受人と連記</td> </tr> <tr> <td>② 委任状(譲渡人用)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 会員権の証書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 印鑑証明書</td> <td>法人の場合は法人のもののみ</td> </tr> <tr> <td>⑤ 法人の履歴事項全部証明書</td> <td>法人の場合のみ必要</td> </tr> </table>	① 名義変更申請書	譲受人と連記	② 委任状(譲渡人用)		③ 会員権の証書		④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ	⑤ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要							
① 名義変更申請書	譲受人と連記																
② 委任状(譲渡人用)																	
③ 会員権の証書																	
④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ																
⑤ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要																
<p>* 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。</p> <p>* 譲渡人の氏名・商号・所在地等が当社登録と異なる場合、書類の追加をお願いすることがあります。</p> <p>* 相続の場合は、別紙『相続における同意書』、相続人全員の印鑑証明書、法務局発行の法定相続情報一覧図(法定相続情報一覧図がない場合は、被相続人の出生から死亡までの連続した謄本類と相続人を確定できる謄本類)が必要です。</p> <p>* 被相続人の債務に関し、当社が担保権を有し、または保証人がある場合、担保権設定者および保証人は、代表相続人が承継した債務を引き続き、担保または保証していただきます。</p> <p>* 親族間譲渡による変更料の割引には、続柄を証する戸籍の全部事項証明書が必要です。</p>																	
名義変更料(消費税込)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>正会員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>275,000 円</td> </tr> <tr> <td>相続の場合</td> <td>55,000 円</td> </tr> <tr> <td>2親等内親族間の場合</td> <td>110,000 円</td> </tr> <tr> <td>登録者同一の場合(個⇄法、別法人間)</td> <td>110,000 円</td> </tr> </tbody> </table>		正会員	一般	275,000 円	相続の場合	55,000 円	2親等内親族間の場合	110,000 円	登録者同一の場合(個⇄法、別法人間)	110,000 円						
	正会員																
一般	275,000 円																
相続の場合	55,000 円																
2親等内親族間の場合	110,000 円																
登録者同一の場合(個⇄法、別法人間)	110,000 円																
年会費(消費税込)	<p>1. 期間 1月1日～12月31日 ※前払い制(継承可)</p> <p>2. 金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>正会員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>36,300 円</td> </tr> </tbody> </table>	正会員	36,300 円														
正会員																	
36,300 円																	
書類送付先連絡先	<table border="1"> <thead> <tr> <th>書類送付先</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東広島カントリークラブ 会員課 〒739-0262 広島県東広島市志和町志和東阿原10671-29</td> <td>電話 082-433-2811 FAX 082-433-2815</td> </tr> </tbody> </table>	書類送付先	連絡先	東広島カントリークラブ 会員課 〒739-0262 広島県東広島市志和町志和東阿原10671-29	電話 082-433-2811 FAX 082-433-2815												
書類送付先	連絡先																
東広島カントリークラブ 会員課 〒739-0262 広島県東広島市志和町志和東阿原10671-29	電話 082-433-2811 FAX 082-433-2815																

※会則は当社との契約内容を記載したものですので、よくお読みになったうえで入会をお申込みください。

会則別紙6 新旧対照表

改定前

東広島カントリークラブ 諸料金一覧

料金種目	正会員
年会費	30,800 円
証書再発行手数料	5,500 円
バッグタグ再発行手数料	3,300 円

(消費税込)

- ※ 入会金は別紙1「入会手続要項」に定めます。
- ※ 名義変更料は別紙2「名義変更手続要項」に定めます。
- ※ 登録者変更料は別紙3「登録者変更手続要項」に定めます。

2025年1月1日改定後

東広島カントリークラブ 諸料金一覧

料金種目	正会員
年会費	36,300 円
証書再発行手数料	5,500 円
バッグタグ再発行手数料	3,300 円

(消費税込)

- ※ 入会金は別紙1「入会手続要項」に定めます。
- ※ 名義変更料は別紙2「名義変更手続要項」に定めます。
- ※ 登録者変更料は別紙3「登録者変更手続要項」に定めます。

会則別紙4 新旧対照表

改定前

会則別紙4

東広島カントリークラブ 会員プレー料金			月曜から金曜 (指定昼食付)	土曜	日祝日
プレーフィ	正会員		7,590 円	6,050 円	6,050 円
割増カートフィ	1R	3B	—	—	—
		2B	—	—	—
キャディフィ	1R	4B	2,970 円	2,970 円	2,970 円
		3B	3,960 円	3,960 円	3,960 円
		2B	5,940 円	5,940 円	5,940 円
連盟協力金他			115 円	115 円	115 円
追加 HALF カートフィ	0.5R	4B	2,475 円	2,475 円	2,475 円
		3B	2,475 円	2,475 円	2,475 円
		2B	2,475 円	2,475 円	2,475 円
追加 HALF キャディフィ	0.5R	4B	1,485 円	1,485 円	1,485 円
		3B	1,980 円	1,980 円	1,980 円
		2B	2,970 円	2,970 円	2,970 円
ゴルフ場利用税			400 円	400 円	400 円

(指定昼食付)は
下部※に移動

削除

削除

※ 記載料金(連盟協力金およびゴルフ場利用税を除く)は消費税込となります。

※ プレーフィは、グリーンフィ、諸経費、カートフィです。

※ 特別会員のプレー代は正会員と同額とします。

2025年1月1日改定後(新キャンセル規定は2025年4月1日のプレーより適用)

会則別紙4-①

東広島カントリークラブ 会員プレー料金			月曜から金曜	土曜	日祝日
プレーフィ	正会員		7,590 円	6,050 円	6,050 円
割増カートフィ	1R	3B	—	—	—
		2B	—	1,100 円	1,100 円
連盟協力金・振興基金			115 円	115 円	115 円
追加 HALF プレーフィ	正会員		2,475 円	2,475 円	2,475 円
HALF プレーフィ	正会員		2,985 円	2,985 円	2,985 円
ゴルフ場利用税			400 円	400 円	400 円

新設

修正

訂正

追加

修正

移動

修正

※ 記載料金(連盟協力金・振興基金およびゴルフ場利用税を除く)は消費税込となります。

※ プレーフィは、グリーンフィ、諸経費、カートフィです。

※ 月曜から金曜の平日の1Rプレーフィは、指定昼食付料金となります。

※ 特別会員のプレーフィは正会員と同額とします。

会則別紙4-②

新設

東広島カントリークラブ キャンセル規定
4組以下/1組当たり
・土日祝のみ プレー当日含む7日前より 4,000円
5組以上/1組当たり
・土日祝のみ プレー当日含む14日前より 4,000円
1人予約/組合せ枠
・開催決定後(プレー前日の正午以降)はお一人様につき平日1,000円、土日祝2,000円
免責事由他
・ゴルフ場がクローズした場合、キャンセル料は発生しません。
・HALFプレーはキャンセル料対象外となりますが、事前にご連絡をお願いいたします。
・無連絡キャンセルの場合は全日予約時料金の100%×人数分を申し受けます。
・キャンセル料は予約代表者様に対しSMS等を通じてご請求いたします。
・キャンセル料発生タイミング以降の日程変更や組数減は、免責事由にはなりません。
・以下期間の平日におけるキャンセル料は土日祝扱いとなります。
※GW(昭和の日と憲法記念日の間)、お盆(8/12~8/15)、年末年始(12/28~1/4)